平成２８年（フ）第１６０号
川崎市多摩区枡形３丁目３番12号　野村荘206
債務者　打上　順子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
川崎市宮前区潮見台３番５号
債務者　中山美智代
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
川崎市多摩区菅６丁目14番２―708号
債務者　ネギ　マノジ　シンこと　ＮＥＧＩ　ＭＡＮＯＪ　ＳＩＮＧＨ
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
川崎市川崎区京町１丁目９番16号　京町ハイム205、申立時の住所川崎市川崎区渡田４丁目７番15号　はまなす苑106
債務者　中岡　　守
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
川崎市宮前区野川4037番地１　エルホーム野川　１―402、前住所横浜市都筑区東山田４丁目28番６号　パークヴィラ202
債務者　大竹　雄一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０７号
川崎市宮前区平２丁目10番25号　ビューテラス宮前　206
債務者　平松　敏行
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
川崎市中原区下小田中４丁目４番５号
債務者　白井　光一
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２７号
川崎市高津区久地４丁目22番３号　ウイング８　206
債務者　相馬　幸平
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
川崎市川崎区旭町１丁目16番４―506号　ステーションプラザ川崎、前住所川崎市川崎区日進町12番地11　314
債務者　野田　紳二
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２５６号
川崎市中原区井田２丁目10番26号　第一中山マンション　103
債務者　浅井　貢輝
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
青森県弘前市大字大富町７番地20　万代荘１号
債務者　小林　供子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６２号
青森県弘前市大字高田１丁目６番地１　県営住宅イ―４―２号、旧住所青森県弘前市大字清原１丁目３番地２　メゾンドカサイ203号
債務者　山田　隆大
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第６４号
青森県弘前市大字桜ケ丘３丁目１番地12
債務者　石郷　雄喜
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２０号
山口県防府市大字大崎231番地の１　県住Ｅ棟302号
債務者　石野　慶高
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４号
山口県下松市南花岡７丁目３番１号　カーサビアンカⅠ―104号、前住所山口県下松市南花岡６丁目７番12―502号
債務者　石丸　一成
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月６日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３１２号
東京都渋谷区神宮前６丁目19番16号
破産者　株式会社イーセラ・アンド・カンパニー
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部